

大阪市青少年福祉委員活動交付金城東区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、城東区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する
- 2 この要領は、平成28年6月1日一部改正する
- 3 この要領は、平成29年4月13日一部改正する
- 4 この要領は、令和2年4月27日一部改正する

別表（第 2 条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定の基準となる 年間実施回数／規模	算定基準額（円）
（１）指導ルームへの協力 （２）有害環境の調査	環境浄化活動	年 16 回 1 回 3 人	上限額 36,800 円 1 回単価 2,300 円
（３）青少年活動団体との連絡会議 （４）青少年健全育成に関する啓発事業	青少年健全育成活動啓発事業	年 1 回 200 人	上限額 178,000 円
	街頭啓発活動	年 1 回 200 人	上限額 80,000 円
（５）その他目的の達成に必要なである事項	区研修活動	年 1 回 48 人	上限額 83,000 円
	市青福各種会議 区青福定例会等	年 12 回 1 回 32 人	上限額 53,040 円